

神流町介護保険第1号被保険者 各位  
(65歳以上の被保険者)

神流町長 田村 利男

## 令和5年度 神流町介護保険料の決定及び納付について(お知らせ)

本通知書は、令和5年度の「介護保険料額の決定」についてご案内し、あわせて介護保険料の納付方法についてお知らせするものです。

### 【介護保険料の決定方法について】

- ① 介護保険料の額は、令和4年度の住民税の課税状況や合計所得金額に応じて9段階で金額を決定しています。(下図参照)
- ② 年度途中で第1号被保険者の資格を取得された方は資格取得月から、喪失された方は喪失月の前月までの月割りにより保険料を計算します。

[所得段階による] 令和5年度の保険料です

所得段階	対象となる方		保険料		
			割合	年額(円)	
第1段階	・生活保護を受給している方 ・世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 ・世帯全員が町民税非課税で、本人の年金収入額等が80万円以下の方		基準額×0.30	23,900	
第2段階	本人が町民税非課税	同じ世帯にいる方全員が町民税非課税	本人の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計額が年間80万円超120万円以下の方	基準額×0.50	39,800
第3段階		第2段階以外の方	基準額×0.70	55,700	
第4段階		本人の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計額が年間80万円以下の方	基準額×0.90	71,600	
第5段階(基準額)	本人が町民税課税	同じ世帯に町民税課税者がいる方	第4段階以外の方	基準額	79,500
第6段階		本人の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	95,400	
第7段階	本人が町民税課税	本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	103,400	
第8段階		本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	119,300	
第9段階		本人の合計所得金額が320万円以上の方	基準額×1.70	135,200	

※世帯・・・原則として4月1日現在での住民票上での世帯。ただし、4月2日以降転入された場合や65歳に到達された場合、その年度はそれぞれ転入日、65歳到達日(誕生日の前日)現在の世帯となります。

※合計所得金額・・・「実収入額から必要経費相当額を差し引いた額」や「年金収入から公的年金控除を引いた額」などの合計金額。

※課税年金収入額・・・課税対象の年金(基礎年金など)の収入のことであり、課税対象とならない年金(遺族年金、障害年金など)は含まれません。

## 介護保険料の納め方

保険料の納め方は2種類に分かれています。  
封筒に同封されている通知書をご確認ください。

### ●特別徴収 → 年金が年額18万円以上の方

年金の定期払い(年6回)の際に、年金の受給額から  
介護保険料があらかじめ差し引かれます。

【介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書】をお送りしています。

「年金からの天引き」なので、通知書で納めて  
いただく必要はありません。通知書をご確認ください。

### ●普通徴収 → 年金が年額18万円未満の方 年金を受給されていない方

納付書や口座振替で納めます。

年金が年額18万円以上でも

- ・年度の途中で65歳になったとき
- ・年度の途中で他の市町村から転入したとき
- ・年度の途中で保険料所得段階の変更があったとき
- ・年度の初め(4月1日)時点で年金を受けていなかったとき

などは、しばらくの間納付書で納めることになります。

①【介護保険料納入通知書】または

②【介護保険料口座振替納入通知書】をお送りしています。

①の方は納入通知書により納めてください。手続きをして、口座振替で収める  
こともできます。

②の方は口座振替なので、納入通知書で納めていただく必要はありません。

## 介護保険料Q&A

### ●サービスを利用していませんが、保険料を納めるのですか？

介護保険は老後の安心をみんなで支え合う制度です。サービス利用の有無にかかわ  
らず、40歳以上の方皆さんに納めていただきます。介護が必要になったとき安心  
してサービスを利用するためにも、納付にご協力ください。

お問い合わせ先

神流町保健福祉課介護保険係

電話 0274-57-2111 内線262